

利用料（二割負担） 栗東訪問介護

サービスの提供による利用料の額は、厚生労働大臣が定める額の合計額となります。介護保険の適用がある場合（「法定代理受領」※注の場合）には、下記料金表のサービスの額の二割が利用者負担金となります。ただし、介護保険が適用されない場合や、給付の範囲を超えたサービス費は、事業者が別に設定し、全額自己負担となります。

注～「法定代理受領」とは、利用者が居宅サービス計画に基づいたサービスの提供を受けた時に発生した料金について、利用者が支払うべき費用の一部（概ね二割）を除いた分を、事業所が市町村から受け取ることをいいます。

（特定事業所加算、処遇改善加算、地域区分含む）

身体介助（午前8時00分～午後6時00分）			早朝・夜間	
注、回数を重ねるごとに利用料は異なります 利用者の身体的理由や一人での訪問介護が困難と認められる場合は同意を得て二人の介護員が訪問し二人分の料金となります			早朝（午前7時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時） 25%増し	
区分	利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
20分未満	1,865円	373円	2,334円	467円
30分未満	2,771円	555円	3,459円	692円
30分以上1時間未満	4,386円	878円	5,491円	1,099円
1時間以上1時間30分未満	6,387円	1,278円	7,981円	1,597円
1時間30分以上30分ごとに加算	906円	182円	1,135円	227円
通院乗降介助	1,094円	219円	1,365円	273円
生活援助（午前8時00分～午後6時00分）			早朝・夜間	
注、回数を重ねるごとに利用料は異なります 利用者の身体的理由や一人での訪問介護が困難と認められる場合は同意を得て二人の介護員が訪問し二人分の料金となります			早朝（午前7時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時） 25%増し	
区分	利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
20分以上45分未満	2,073円	415円	2,594円	519円
45分以上	2,542円	509円	3,178円	636円
身体介護・生活援助混在型			早朝・夜間	
1回の訪問介護において身体介護・生活援助が混在する場合には、具体的なサービス内容を区分し、身体介護にかかる利用料に生活援助部分を加算いたします			早朝（午前7時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時） 25%増し	
区分	利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
身体30分・生活20分	3,532円	707円	4,418円	884円
身体30分・生活45分	4,293円	859円	5,366円	1,074円
身体30分・生活70分	5,043円	1,009円	6,314円	1,263円

初回加算	<ul style="list-style-type: none"> 新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合。 利用者が過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合。 	2, 261円	453円
緊急時訪問介護加算	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護(身体介護中心)を利用者、又はその家族等から要請を受けてから二四時間以内に行った場合。 サービス提供責任者が、事前に指定居宅訪問介護事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合。 	1, 135円	227円
地域区分(6等級)	1単位あたり10,42円		
処遇改善加算	所定単位数及び各加算に対し、8.6%を乗じて算定		

訪問看護	訪問介護	訪問看護	訪問介護	訪問
円488	円414	円707	円288	円202
円470	円388	円682	円282	円198
円282	円314	円507	円240	円162